

(参 考)

## 集中改革プランについて

平成18年6月6日

### 1 集中改革プランとは

総務省が地方の行政改革を推進するため、平成17年3月29日に示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)において、各地方公共団体に対して平成17年度を起点として、概ね平成21年度までの行政改革の具体的な取組みを明示した計画を策定し、平成17年度中に公表するよう求めていたもの。新地方行革指針に示された項目は、次の8項目である。

- ①事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ②民間委託等の推進(指定管理者制度を含む)
- ③定員管理の適正化
- ④給与の適正化(手当の総点検、給料表の運用、退職手当等)
- ⑤市町村への権限移譲
- ⑥出先機関の見直し
- ⑦第三セクターの見直し
- ⑧経費節減等の財政効果 等

※なお、公営企業等についても、①～④、⑧の取組みを公表するように求められている。

### 2 富山県集中改革プラン(案)の構成

- (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- (2) 民間委託等の推進(指定管理者制度を含む)
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 給与の適正化(手当の総点検、給料表の運用、退職手当等)
- (5) 市町村への権限移譲
- (6) 出先機関の見直し
- (7) 外郭団体の見直し
- (8) 地方公営企業の見直し
- (9) 中央病院の見直し